

第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

事業の特性と地域の特性を踏まえ、事業の実施により環境に影響を及ぼすと想定される項目を抽出し、調査、予測及び評価の手法を選定した。

7-1 環境影響評価の項目の選定

事業の実施により想定される影響要因を表 7-1-1 に示す。

環境影響評価の項目は、国土交通省令に示す参考項目をもとに、表 7-1-1 に示す影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素に対して、法令等による規制又は目標の有無及び環境への影響の重大性を考慮し選定した。選定した環境影響評価の項目は表 7-1-2 に、その項目を選定した理由等を表 7-1-3 に示す。

表 7-1-1 想定される影響要因

	影響要因の区分	想定される影響要因
工事の実施	建設機械の稼働	トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））、嵩上式（高架橋・橋梁）、地下駅、車両基地、変電施設の設置予定地点及び周辺における建設機械の稼働による影響を想定した。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））、嵩上式（高架橋・橋梁）、地下駅、車両基地、変電施設の設置予定地点及び周辺における資材運搬等の車両の運行による影響を想定した。
	切土工等又は既存の工作物の除去	地表式又は掘割式、嵩上式（高架橋・橋梁）、地下駅、車両基地、変電施設の設置予定地点及び周辺における造成工事等に伴う影響を想定した。
	トンネルの工事	トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の掘削・構築等による影響を想定した。
	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変による影響を想定した。
土地又は工作物の存在及び供用	鉄道施設（トンネル）の存在	トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在による影響を想定した。
	鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在	地表式又は掘割式の存在による影響を想定した。
	鉄道施設（嵩上式）の存在	嵩上式（高架橋・橋梁）の存在による影響を想定した。
	鉄道施設（駅、車両基地、換気施設、変電施設）の存在	地下駅、車両基地、換気施設、変電施設の存在による影響を想定した。
	鉄道施設（駅、車両基地、換気施設、変電施設）の供用	地下駅、車両基地、換気施設、変電施設の供用による影響を想定した。
	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	地上における列車の走行による影響を想定した。
	列車の走行（地下を走行する場合に限る。）	地下における列車の走行による影響を想定した。

表 7-1-2 環境影響評価項目

影響要因の区分			工事の実施							土地又は工作物の存在及び供用							車両基地※2		
			建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬	切土工等又は既存の工作物の除去	トンネルの工事	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	鉄道施設(トンネル)の存在	掘削式の存在	鉄道施設(地表式又は掘削式)の存在	鉄道施設(嵩上式)の存在	地、換気施設、変電施設の存在	鉄道施設(駅、車両基地、換気施設、変電施設)の供用	列車の走行(地下を走行する場合に限る。)	列車の走行(地下を走行する場合に限る。)	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素	○	○											○	○		
			浮遊粒子状物質	◎	◎												○		
		粉じん等																	
		騒音	騒音	◎	◎								○	◎			○		
		振動	振動	◎	◎								○	◎	◎		○		
		微気圧波	微気圧波											●	○				
		低周波音	低周波音									○							
	水環境	水質	水の濁り			○	○	○									○		
			水の汚れ			○	○						○	○			○	○	
		水底の底質	水底の底質			○													
		地下水	地下水の水質及び水位			○	○		○			○	○				○	○	
		水資源	水資源			○	○		○			○	○				○	○	
	土壌に係る環境その他の環境要素	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	○	◎	◎	○						○	
			地盤	地盤沈下			○	○		○			○	○				○	
			土壌	土壌汚染			○	○										○	
		その他の環境要素	日照障害									◎	○						●
			電波障害									○	○						●
			文化財							○	○	○	○						○
			磁界												○				
			地域分断※1									○	○						○
安全(危険物等)※1												○	●			○			
安全(交通)※1		○										○			○	○			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○					○	○		
	植物	重要な種及び群落			○	○	○	○	◎	◎	○					○	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○	◎	◎	○					○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								◎	◎	○					○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					●		◎	◎	○						○		
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			◎	○										○			
		廃棄物等														○	○		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	○												○	○			

1.この表において「◎」は国土交通省令における参考項目、「○」は参考項目以外に事業者により追加した項目を示す。
2.この表において「◎」「○」は方法書作成時において選定した項目で、準備書において選定しなかった項目を示す。
3.この表において「●」は方法書作成時において選定しなかった項目で、準備書において新たに選定した項目を示す。
4.この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の走行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
5.この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は、希少性の観点から重要なものをいう。
6.この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
7.この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
8.この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
9.この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
10.この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
11.この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
※1 神奈川県条例に基づき追加した項目である。
※2 神奈川県条例に基づき「操車場、検車場の建設」として、影響要因の区分を再掲したものである。

表 7-1-3(1) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目		選定	環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
大気環境	大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う排出ガス（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	資材運搬等の車両の運行に伴う排出ガス（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。	
		鉄道施設（車両基地）の供用	○	車両基地におけるボイラーの稼働に伴う排出ガス（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。	
	粉じん等	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う粉じん等が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。	
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の運行に伴う粉じん等が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。	
	騒音	騒音	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の運行に伴う騒音が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設（換気施設）の供用	○	換気施設の稼働に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	◎	地上における列車の走行に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
	振動	振動	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の運行に伴う振動が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設（換気施設）の供用	○	換気施設の稼働に伴う振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	◎	地上における列車の走行に伴う振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲には住居等が存在していることから選定した。
			列車の走行（地下を走行する場合に限る。）	◎	地下における列車の走行に伴い土被りが小さい箇所において振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
	微気圧波	微気圧波	列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	●	地上における列車の走行に伴い防音防災フード端部付近において微気圧波が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			列車の走行（地下を走行する場合に限る。）	○	地下における列車の走行に伴い都市トンネルの非常口（都市部）付近、山岳トンネルの坑口付近（非常口（山岳部）を含む）において微気圧波が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
	低周波音	低周波音	鉄道施設（換気施設）の供用	○	換気施設の稼働に伴う低周波音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
	水環境	水質	水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	○
トンネルの工事				○	トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の工事に伴うトンネル坑口部及び非常口からの排水により水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。
工事施工ヤード及び工事用道路の設置				○	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。
水の汚れ		水の汚れ	切土工等又は既存の工作物の除去	○	高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設の工事に伴う排水により水の汚れが発生するおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○	トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の工事に伴うトンネル坑口部及び非常口（都市部、山岳部）からの排水により水の汚れが発生するおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（駅、車両基地）の供用	○	地下駅、車両基地の供用に伴う排水により水の汚れが発生するおそれがあることから選定した。
水底の底質		水底の底質	切土工等又は既存の工作物の除去	○	橋梁の工事に伴い水底の底質への影響のおそれがあることから選定した。
地下水		地下水の水質及び水位	切土工等又は既存の工作物の除去	○	地下駅の工事に伴い地下水への影響のおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○	トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の工事に伴い地下水への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（トンネル）の存在	○	トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在に伴い地下水への影響のおそれがあることから選定した。
	鉄道施設（駅）の存在		○	地下駅の存在に伴い地下水への影響のおそれがあることから選定した。	
	鉄道施設（車両基地）の供用		○	車両基地において地下水の揚水を行わないため、地下水への影響のおそれがないことから非選定とした。	

表 7-1-3(2) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目		選定	環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由		
環境要素の区分	影響要因の区分				
水環境	水資源	水資源	切土工等又は既存の工作物の除去	○	地下駅の工事に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○	トンネル(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部))の工事に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(トンネル)の存在	○	トンネル(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部))の存在に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(駅)の存在	○	地下駅の存在に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(車両基地)の供用	⊖	車両基地において地下水の揚水を行わないため、水資源への影響のおそれがないことから非選定とした。
土壌に係る環境その他の環境要素	地形・地質	重要な地形及び地質	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(トンネル)の存在	○	トンネル(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部))の存在に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在	◎	地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(嵩上式)の存在	◎	高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(駅、車両基地、変電施設)の存在	○	地下駅、車両基地、変電施設の存在に伴う土地の改変により重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
	地盤	地盤沈下	切土工等又は既存の工作物の除去	○	地下駅の工事に伴い地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○	トンネル(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部))の工事に伴い地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(トンネル)の存在	○	トンネル(都市トンネル、非常口(都市部))の存在に伴い地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。なお、鉄道施設(山岳トンネル、非常口(山岳部))の存在については、対象事業実施区域の山岳トンネルの上部は比較的良好な地盤であるため、地盤沈下の発生するおそれがないことから非選定とした。
			鉄道施設(駅)の存在	○	地下駅の存在に伴い地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(車両基地)の供用	⊖	車両基地において地下水の揚水を行わないため、地盤沈下が発生するおそれがないことから非選定とした。
	土壌	土壌汚染	切土工等又は既存の工作物の除去	○	地表式及び掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設の工事に伴う発生土により土壌汚染のおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○	トンネル(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部))の工事に伴う発生土により土壌汚染のおそれがあることから選定した。
	日照障害	日照障害	鉄道施設(嵩上式)の存在	◎	高架橋・橋梁の存在に伴い日照障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設(車両基地、換気施設、変電施設)の存在	○	車両基地、換気施設、変電施設の存在に伴い日照障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
		電波障害	鉄道施設(嵩上式)の存在	○	高架橋・橋梁の存在に伴い電波障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設(車両基地、換気施設、変電施設)の存在	○	車両基地、換気施設、変電施設の存在に伴い電波障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
		文化財	鉄道施設(トンネル)の存在	○	トンネル(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部))の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在	○	地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(嵩上式)の存在	○	高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設(駅、車両基地、変電施設)の存在	○	地下駅、車両基地、変電施設の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
		磁界	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	○	地上における列車の走行に伴い列車の近傍において磁界が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
		地域分断※	鉄道施設(地表式又は掘割式)の存在	⊖	地域分断のおそれがある場所に鉄道施設(地表式又は掘割式)は存在しないことから非選定とした。
	鉄道施設(車両基地)の存在		○	鉄道施設(車両基地)の存在に伴い地域分断のおそれがあることから、神奈川県条例に基づき選定した。	
	安全(危険物等)※	鉄道施設(駅、車両基地、変電施設)の供用	○	車両基地において高圧ガス(ヘリウム及び窒素)の他、灯油等危険物を取り扱うことより、周辺の住居へ影響を及ぼすおそれがあることから、神奈川県条例に基づき選定した。駅及び変電施設においても灯油を取り扱うことから追加した。	
		列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	●	列車の走行において、高圧ガス(ヘリウム及び窒素)を取り扱うことにより、神奈川県条例に基づき選定した。	
	安全(交通)※	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	資材運搬等の車両の運行に伴い地域交通への影響のおそれがあることから、神奈川県条例に基づき選定した。	
		鉄道施設(駅、車両基地)の供用	○	地下駅、車両基地の供用に伴い地域交通への影響のおそれがあることから、神奈川県条例に基づき選定した。	

表 7-1-3(3) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目		選定	環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働	○ 建設機械の稼働に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○ 資材運搬等の車両の運行に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		切土工等又は既存の工作物の除去	○ 地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の工事に伴うトンネル坑口部及び非常口（都市部、山岳部）からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在	◎ 地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（嵩上式）の存在	◎ 高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（駅、車両基地、変電施設）の存在	○ 地下駅、車両基地、変電施設の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。
植物	重要な種及び群落	切土工等又は既存の工作物の除去	○ 地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の工事に伴うトンネル坑口部及び非常口（都市部、山岳部）からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在	◎ 地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（嵩上式）の存在	◎ 高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（駅、車両基地、変電施設）の存在	○ 地下駅、車両基地、変電施設の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		生態系	地域を特徴づける生態系
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○ 資材運搬等の車両の運行に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。		
切土工等又は既存の工作物の除去	○ 地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。		
トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の工事に伴うトンネル坑口部及び非常口（都市部、山岳部）からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。		
工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。		
鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。		
鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在	◎ 地表式又は掘割式の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。		
鉄道施設（嵩上式）の存在	◎ 高架橋・橋梁の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。		
鉄道施設（駅、車両基地、変電施設）の存在	○ 地下駅、車両基地、変電施設の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。		

表 7-1-3(4) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目		選定	環境影響評価の項目の選定又は選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在	⊖ 主要な眺望点及び日常的な視点場、景観資源、主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観への影響のおそれがある場所に鉄道施設（地表式又は掘割式）は存在しないことから非選定とした。
		鉄道施設（嵩上式）の存在	⊙ 橋梁の存在に伴い主要な眺望点及び日常的な視点場、景観資源、主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（車両基地、換気施設）の存在	○ 車両基地、換気施設の存在に伴い主要な眺望点及び日常的な視点場、景観資源、主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観への影響のおそれがあることから選定した。
人との自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	● 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い首都圏近郊緑地保全法等、自然環境の保全に係る法令等に指定された地域内の主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在	⊖ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがある場所に鉄道施設（地表式又は掘割式）は存在しないことから非選定とした。
		鉄道施設（嵩上式）の存在	⊙ 橋梁の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（車両基地、換気施設）の存在	○ 車両基地、換気施設の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物等	切土工等又は既存の工作物の除去	⊙ 高架橋・橋梁、地下駅、車両基地の工事に伴い建設発生土及び建設廃棄物が発生することから選定した。
		トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の工事に伴い建設発生土及び建設廃棄物が発生することから選定した。
	廃棄物等	鉄道施設（駅、車両基地）の供用	○ 地下駅、車両基地の供用に伴い、廃棄物等が発生することから選定した。
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働	○ 建設機械の稼働に伴い温室効果ガスが発生することから選定した。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○ 資材運搬等の車両の運行に伴い温室効果ガスが発生することから選定した。
		鉄道施設（駅、車両基地、換気施設）の供用	○ 地下駅、車両基地、換気施設の供用に伴い温室効果ガスが発生することから選定した。
<p>1. この表において「⊙」は国土交通省令における参考項目、「○」は参考項目以外に事業者により追加した項目を示す。 2. この表において「⊖」「⊕」は方法書作成時において選定した項目で、準備書において選定しなかった項目を示す。 3. この表において「●」は方法書作成時において選定しなかった項目で、準備書において新たに選定した項目を示す。 4. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の走行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 5. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は、希少性の観点から重要なものをいう。 6. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 7. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 8. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 9. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 10. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。 11. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。 ※ 神奈川県条例に基づき追加した項目である。</p>			